

あおぞら キー インフォメーション

2020 年 6月 VOL.176

あおぞら人事・労務サポート 発行

1. コロナ禍で、事業者の健康診断の延期が認められています

- ・一般健康診断: 令和2年6月末までの間、実施時期を延期することができます。
- ・特殊健康診断:実施することが義務づけられていますが、十分な感染防止対策を講じることが困難な場合などには、実施時期を6月末まで延期することができます。

<一般健康診断>事業者は、労働安全衛生法第 66 条第1項の規定により、労働者の雇入れの直前または直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務づけられています。しかし、新型コロナウイルスの拡がりにより、健康診断等の実施会場においても、密閉・密集・密室といった「三密」空間での感染拡大が懸念されるところから、一般健康診断の実施時期については令和2年6月末までの間、延期は差し支えないこととされました。

<特殊健康診断>特殊健康診断(安衛法 66 条に定められた有害業務に従事する労働者の一定の診断)については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、基本的には十分な感染防止対策を講じたうえで法令に基づく頻度で実施するのが望ましいとされていますが、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が

困難である場合には、一般健康診断と同様、実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えないこととされました。

現時点では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応とされ、厚生労働省の「新型コロナウイルスに関する Q&A(企業の方向け)」に掲載されています。



2. 新型コロナウイルスに関するQ&A

新型コロナをウィルス感染症に伴い、企業の労務管理として厚生労働省では Q&A を掲載しております。一部ご紹介させていただきます。(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_ga_00007.html#Q6-2)

労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。⇒新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられ、休業手当を支払う必要はありません。被用者保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施を延期するといった対応は可能でしょうか。⇒事業者は労働安全衛生法第 66 条第1項の規定に基づき、労働者の雇入れの直前又は直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務付けられていますが、「新型コロナウイルス感染

症対策の基本方針」に、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大するリスクがあることが示されていること等を踏まえ、これらの一般健康診断の実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えありません。といったことが掲載されておりますので是非ご参照ください。新型インフルエンザの流行も以前から懸念されておりますので、今回を機に労使間での話し合いが必要になるかと思います。早くこの事態が落ち着きますように。

● 編集後記 ●

コロナ禍により生活環境に大きな変化が生じ、感染症への不安だけでなく、生活や仕事への不安から強いストレスを感じている方も多いかと思います。ストレス対処には「3つのR」の「レスト」「レクリエーション」「リラックス」が有効とされています。活動に制限がある中でこれら3つの「R」を組み合わせてストレスに対処していきたいものですね。私は気晴らし&体をほぐすということで、モーニングルーティンでラジオ体操から1日がスタートしています。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート 特定社会保険労務士 秋山幸子(登録 NO.13050514)

三鷹市下連省 3-38-4 三鷹産業プラザ 307 TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605 E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー):秋山・隅谷・安部・酒井・福岡